

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【建設工事】

市内業者・追加申請用
(名護市内に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する建設工事について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に競争入札に参加しようとする者は、この要領により申請書を提出してください。

1 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件の全てを満たしている者としてします。

- (1) 申請時において、建設業の許可を受けていること。
- (2) 申請する業種について、申請時において有効期限のある経営事項審査を受けていること。
- (3) 名護市に本店を有してから営業を開始して1年以上の者であること。(令和8年3月31日時点)(登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。)
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業者で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (6) 雇用保険に加入していること。(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (7) 建設業退職金共済に加入していること。
- (8) 建設業労働災害防止協会に加入していること。(加入免除されている業種を除く。)
- (9) 代表者及び法人(営業所含む。)に名護市市民税等の滞納がないこと。
 - ① 市県民税(特別徴収・普通徴収)
 - ② 法人市民税
 - ③ 固定資産税
 - ④ 国民健康保険税(該当者のみ)
- (10) 申請する業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、当該通知書の完成工事高が土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び造園工事の5業種については500万円以上、水道施設工事については100万円以上、それ以外の工事では10万円以上であること。
- (11) 申請する業種について、常勤の技術者がいること。ただし、「技術者資格区分コード表(県内工事)」に記載のある業種については、それぞれ同表にある技術者(「水産工学士」及び「建築積算士」を除く。)が常勤でいること。なお、他業者との重複登録は認められません。
- (12) 名護市暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
- (13) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。
(一人親方等の雇用主においても健康診断を実施していることを要件とします。)

※建設業の許可を得ている工種でも、経営事項審査を受けていない工種は申請できません。

※「営業を開始して1年以上」とは、これまで建設業の許可を受けなくて営業していた期間も含めて、1年以上です。

2 事務所の条件

申請する事務所は、次の各号の要件を備えていること。

- ① 契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ② 看板及び建設業法で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- ③ 本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常勤していること。

④事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

※条件を満たさないと認められるものの例。

- ・申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。
- ・申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
- ・複数の事業所（名護市建設工事等入札参加資格者等）が同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

3 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

4 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減、経営事項審査の更新及び建設業許可事項の更新等）が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
- (2) 建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は指名できませんので注意してください。
- (3) 資格審査時及び資格審査合格後に、各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

5 提出書類

※「○」→必ず提出 / 「×」→不要 / 「△」→必要に応じて提出

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji) 【様式 1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの（拡張子が「xls」）は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。	○	○
2	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書（PDF）	提出日現在で有効期限内にあるもの	○	○
3	建設業許可通知書（PDF）	提出日現在で有効期限内にあるもの	○	○
4	法人→登記簿謄本 個人→個人開業届出書 （PDF）	法人事業者及び個人事業者	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
5	身分証明書 (PDF) ※市町村で発行する証明書	個人事業者のみ提出 代表者の本籍地の市町村で取得	×	○
6	代表者の登記されていないことの 証明書 (PDF)	個人事業者のみ提出 次のいずれかで取得 郵送：東京法務局後見登録課 窓口：全国の法務局・地方法務局(本局)	×	○
7	印鑑証明書 (PDF) ※印影がはっきりと写るように調 節してください	法人：法人の印鑑証明書 個人：代表者の印鑑証明書	○	○
8	使用印鑑届 (PDF) 【様式3】又は任意様式可 ※印影がはっきりと写るように調 節してください	「7 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・ 見積り、契約の締結並びに代金の請求 及び受領に使用する者のみ提出	△	△
9	工事経歴書 (PDF) 【様式4】又は経営事項審査申請 時提出したもの	直近2年間の受注工事を業種ごとに 記入。	○	○
10	専任技術者証明書 (PDF) ※建設業法施行規則（昭和24年建 設省令第14号）様式第8号	「入札参加希望工種入力表」に記載し た専任技術者の証明書を提出	○	○
11	「技術職員有資格者名簿」に記載 のある常勤の技術職員の保有資格 の合格証明書、免状の又は登録証 (PDF)	土木工事業、建築工事業、電気工事業、 管工事業、造園工事業又は水道施設工 事業の6業種に申請する場合、「技 術者資格区分コード表（県内工事）」 に記載されている申請業種に係る資 格のみ提出 ※技術士は選択科目まで記載された 証明書を提出	○	○
12	(1) 健康保険・厚生年金被保険者 標準報酬決定通知書 (PDF) (2) 雇用保険被保険者証 (PDF) ※(1)・(2)のうちいずれかを提出	従業員人数及び技術者の所属確認の ための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下の ため適用が除外されている場合は (2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報 酬額・税額等の項目については、塗り つぶし可	○	○
13	「技術職員有資格者名簿」に記載 のある職員の内、名護市在住者確 認欄で「○」を記入した方の市在住 者であることを証明する書類 (PDF)	名護市内在住職員確認のための書類 住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的 な書類 ※(1)～(3)のうちいずれかを提出	○	○
14	労働保険概算・増加概算・確定保険 料申告書及び保険料納付の領収が わかるもの (PDF)	No. 3「総合評定値通知書」で加入「無」 となっている場合のみ提出	○	○

No	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
15	名護市の市税（法人）完納証明書（PDF）	市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市税に未納税額がないことの証明書を提出（法人事業者のみ）	○	×
16	名護市の法人市民税納税証明書（PDF）	※市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市の法人市民税の申告及び納税を確認するために提出（直近2年分）（法人事業者のみ）	○	×
17	代表者市税完納証明書（PDF）	名護市に納税義務がある場合のみ提出。代表者に納税義務のある全ての市税が対象になります。	○	○
18	代表者の現住所確認書類（PDF）	住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類 ※(1)～(3)のうちいずれかを提出	○	○
19	国民健康保険税完納証明書（PDF）	社会保険加入者除く。	△	△
20	建設業退職金共済事業加入・履行証明願（PDF）	No. 3「総合評定値通知書」で加入「無」となっている場合のみ提出	○	○
21	建設業労働災害防止協会加入証明書（PDF）	加入免除されている業種を除く。	○	○
22	障害者雇用状況報告書（PDF）	雇用義務のある事業所のみ 公共職業安定所長への報告書 令和7年6月1日現在の状況	○	○
23	・障害者手帳又は療育手帳及び本人同意書【様式5】（PDF） ・在籍が確認できる書類（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	障害者雇用義務のない事業所で、令和7年6月1日時点で障害者を雇用している事業者のみ提出 （12の書類で在籍が確認できる場合は様式5のみ）	○	○
24	I S O、エコアクション21の認証取得を示す登録証（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	登録を受けている者のみ 日本語表記の登録証を提出	○	○
25	ボランティア活動を証明するもの（PDF） （加点希望なしの場合は不要）	※無償奉仕によるものに限る。 ※新聞等の写し又は公的機関等からの証明書であって、事業所名が確認できるもの ※人員を動員した活動が複数回ある場合は、最高4件まで加点	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
26	市内の建設業関連団体加入の証明書 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	団体からの加入証明書を提出 ※発注者別評価点の説明資料に定める「その他団体」に加入する者は次の書類を提出 (1) 団体の規約、会則等 (2) 加入業者名簿 (3) 活動実績報告書 (任意様式)	○	○
27	営業所所在地位置図 (PDF) 【様式6】又は任意様式可	事務所の所在地がわかるものを提出 ※目印を表示し、できるだけ詳しく作成	○	○
28	事務所の写真 (PDF) 【様式7】	直近3か月以内の事務所に掲示された「建設業の許可票」及び事務スペース含む室内並びに看板含む外観のカラー写真	○	○
29	資本関係等のある資格者同士に関する申告書 (PDF) 【様式8】	資本関係又は人的関係のある会社について記載 ※資本関係等のある会社がない場合も提出	○	○

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

6 受付期間

受付期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月22日（月）

7 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム（工事）追加申請・業種追加登録」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Kouji」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023050700018/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

8 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212 (内線255/189)